

令和7年度東根市住民税非課税世帯等に対する福祉お米購入費助成事業
お米券給付申請書

東根市長 あて

東根市
受付印

ウラ面の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。
すべての内容に誓約・同意のうえ、申請します。

1 申請者（世帯主）

(ふりがな) 氏名	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日	現住所 電話番号 - -
--------------	------------------------------	-----------------

2 申請者が属する世帯の状況

※令和8年1月1日時点の世帯のすべての構成員について記載

○令和7年1月1日時点の住所が東根市にない人は、令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する、住民税課税状況を証明できる書類を添付してください（該当者全員の分）。添付がない場合、お米券を給付することができません。

	(ふりがな) 氏名	世帯主との 続柄	生年月日	令和7年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合記入)	令和7年度 住民税課税状況
1	申請者（世帯主）	本人			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3 代理人が手続きする場合

※代理人が手続きする場合は、以下に記入してください。

(ふりがな) 代理人氏名	代理人 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	世帯主との 関係	
代理人住所	代理人 電話番号			
上記の者を代理人と認め、令和7年度東根市住民税非課税世帯等に対する福祉お米購入費助成事業お米券給付の申請・受給を委任します。			世帯主 (委任者)	署名（又は記名押印） 印

※基準日に世帯主と同一の世帯に属する者や法定代理人等が、代理人として申請・受給が可能です。

(ウラ面に続く)

4【誓約・同意事項】

※すべての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和7年度東根市住民税非課税世帯等に対する福祉お米購入費助成事業お米券（以下「お米券」という。）の給付要件（※）に該当します。
※ お米券の給付対象となるには、世帯の全員が、令和7年度住民税が非課税であることが必要です。
- ② 世帯の中に、令和7年度住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ お米券の給付要件の該当性等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ お米券は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再交付しないことに同意します。
- ⑥ 市が給付決定をした後、別に定める期限までに、申請者（代理人）からお米券の受け取りが行われなかった場合は、お米券が給付されないことに同意します。
- ⑦ お米券の給付後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付要件に該当しないことが判明した場合には、お米券及び既で使用したお米券相当分の金額を返還します。

5 添付書類

※この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 『申請者（代理人）の本人確認書類の写し（コピー）』
※ マイナンバーカード（オモテ面）、運転免許証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。いずれか1点。代理人が手続きする場合は、申請者分のほか代理人分も必要です。
- 令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和7年度住民税課税状況を証明できる書類の写し（コピー）』
※ 令和7年1月1日時点の住所が東根市にない人全員分
- 『代理人の世帯主との関係を証明できる書類の写し（コピー）』
※ 戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類など。代理人と世帯主が同一世帯の場合や、申請者（世帯主）からの委任（3の委任欄に署名又は記名押印）があれば不要。
- その他
※ 配偶者等からの暴力を理由に住所を移せない人が申請する場合など、特段の事情がある場合は、別途書類が必要ですので、市役所 福祉課 福祉相談係（Tel42-1111(内線2145)）にお問い合わせください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません）

本申立ての内容に相違ありません。

令和8年

月

日

申請者氏名